

2026年1月から「下請法」^{※1}は「取適法」^{※2}へ！

～規制内容の追加や規制の対象が拡大されます～

*1 下請代金支払遅延等防止法 *2 中小受託取引適正化法

主な改正ポイント

○適用対象の拡大

- ・従来の「資本金による基準」に加えて「従業員数基準（取引内容により300人または100人）」が追加されます。
 - ・取引種類に「特定運送委託」が新たに追加されます。
 - ・製造委託の対象物品に「金型以外の型等」が追加される等、製造委託の範囲が拡大。

○親事業者の義務強化

- ・発注内容（給付内容・代金・支払期日・支払方法等）を、書面または電子メールなど「電磁的方法」で明示する義務。
 - ・取引完了後の書類・電磁的記録を作成・2年間保存する義務。
 - ・支払期日は「受領日から60日以内（できる限り短く）」に定める義務が明記。
 - ・支払遅延・減額があった場合には、遅延利息（年率14.6%）を支払う義務。

○禁止行為の追加・明確化

- ・発注後に「協議に応じず一方的に代金を決定」する行為。
 - ・手形払いや買取手形など、支払手段として中小受託事業者が満額を期日まで得ることが困難なものの中の使用。
 - ・その他、受領拒否・支払遅延・減額・返品・買いたたき・購入強制・報復措置・不当な給付変更・やり直し強制など

公正取引委員会
ウェブサイト

取扱法の内容や詳細なガイドブックについては、
公正取引委員会のウェブサイトからご確認いただけます

会社の福利厚生を応援します

新潟市が出資している法人です。
従業員1人当たり月800円で、充実した福利厚生を実現！

会员募集中！



主な事業：慶弔給付、
健康維持増進、
自己啓発援助、
余暇活動援助ほか

詳しいサービス内容はインターネットで
ニピイ 検索

公益財団法人
新潟市勤労者福祉サービスセンター
新潟市中央区東中通1-86-51 新潟東中通ビル5F
電話(025)201-6113 <https://www.niov.jp/>

中小企業の社長様へ。 あなたの会社の 後継社 をお探しします。

「後継者がいない」「従業員の雇用を守りたい」
「事業の将来が不安」「競争が激しくなった」 M&Aで解決できます

企業再生や事業再構築などのご相談もお受けしております。まずはご相談下さい。

小川会計グループ 株式会社 新潟事業承継パートナー（新潟M&Aセンター）

〒950-0812 新潟市東区豊2丁目6番52号 TEL:025-270-4668

http://www.n-ma.co.jp/ E-mail : n-ma@n-ma.co.jp

